

甲州市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱

平成29年1月4日

告示第8号

改正 令和5年4月1日 告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請又は法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、甲州市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、山梨県指定居宅サービス事業所、指定介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱第2条第1項の規定による指定の申請又は同要綱第2条の4第1項の規定による指定の更新の申請を行った者については、当該申請に係る書類の写しを提出することにより、前項の規定による申請があったものとすることができる。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条の申請があった場合においては、法第115条の45の5第2項（法第115条の45の6第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、指定事業者の指定又は指定の更新の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、指定事業者の指定又は指定の更新を行うときは、当該申請をした者に事業者指定（更新）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

4 前項にかかわらず、第1号訪問事業と法第8条第2項に規定する訪問介護又は第

1号通所事業と同条第7項に規定する通所介護（同条17項に規定する地域密着型通所介護を含む。以下同じ。）を一体的に運営（同一法人が同一建物内において一体的に運営し得る場合をいう。）している指定事業者の指定期間は、当該訪問介護又は通所介護の指定の有効期間とすることができる。

（指定の拒否）

第4条 前条に規定する指定事業者の指定を行うことにより、甲州市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

（変更の届出）

第5条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては、変更届出書（様式第3号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の規定による届出（申請事項の変更及び再開に係るものに限る。）は、当該変更があった日又は再開日から起算して10日以内に行わなければならない。

（事業者情報の公表及び提供）

第6条 市長は、第2条から前条までの各規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、山梨県、国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

（1） 事業所の名称及び所在地

（2）当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

（3） 指定年月日

（4） 事業開始年月日

（5） 運営規定

（6） 介護保険事業所番号

（7） その他市長が適当と認める事項

（委任）

第7条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における

指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行期日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。